

## もくじ

### 特集：天然記念物—日本の自然の語り部—

てい談  
**天然記念物を語る**  
—その未来を求めて—

加藤陸奥雄 4  
濱田隆士  
花井正光  
(司会)

**植物の天然記念物**  
日本列島の多様な植物の保護のためには

堀田 満 13

**地質時代の気候からみた現在**

増田富士雄 15

### 我が県の文化行政—⑭—

**新時代のキーワードを求めて大分県** 17

### 特色ある文化活動—⑯—

**耕す文化の創造を** 黒石児童劇団 20  
**第4回国民文化祭さいたま89プレイバント情報** 22

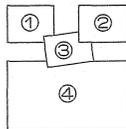
- ・文化政策推進のための会議の開催 23
- ・国際映画シンポジウムの開催について 24
- ・平成元年度芸術祭国際公演第13回日本民謡まつり  
アジア・太平洋うたとおどりの祭典 25
- ・重要文化財(建造物)の新指定  
—文化財保護審議会の答申— 26

### 展覧会紹介

- 「現代美術への視点  
—色彩とモノクローム」展 28
- 生命のかたち 熊倉順吉の陶芸 28
- 池田遥邨遺作展 29
- 法隆寺金堂壁画「飛天」 29

- ・文化庁行事報告・  
予定 ..... 30
- ・「美をもとめて」  
放送予定 ..... 30
- ・国立劇場ニュース ..... 31

### 表紙写真紹介



- ①三春の滝沓クラ  
写真提供：三春町教育委員会
- ②昭和祈山
- ③上高地
- ④マンチョウ  
写真提供：釧路市教育委員会

題字デザイン◆桑山弥三郎

# てい談

## 天然記念物を語る

— その未来を求めて —

加藤陸奥雄  
濱田隆士

花井正光  
(司会)

### ふたつの天然記念物

花井 ここに明治四十四年三月に貴族院で可決をみた「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」を留意しました。建議案の文中に「晩近国勢ノ發展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鉄道ノ新設鉄道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用其他百般ノ人為的原因ニヨリテ直接或ハ間接ニ破壊湮滅ヲ招クモノ日ニ其ノ数ヲ加フルニ至レリ。また「是レ一ハ是等ノ天然記念物ノ価値ヲ知ラサルト一ハ亦過度ナル実利的思想ノ發達ニ由ラスムハアラス」とあります。つまり、明治四十四年の時点で大変様変わりをしてきている。そういった事態に至るについては天然記念物というものの価値が、一般的には知られていない。もう一つは、実利的な面だけが強調されてきている、というようなことが背景にあるんだという分析をし

ているわけです。  
昭和三十年代後半、自然環境がどんどん衰わっていく中で世論が危惧の念を抱いたあの時期にたいへんよく似た状況があったわけで、そういった状況のもとで天然記念物の保護の気運が高まり、大正八年になって「史蹟名勝天然記念物保存法」の成立をみるに至りました。

以後だんだんと指定を重ね、現時点では、植物で五百三十四件、動物が百九十三件、地形・地質、鉱物が二百十件となっています。このほかに、指定後に何らかの理由によって解除されたものが百五十八件あります。

加藤 今のお話でよくが非常に関心を持ち、また興味を持つのは最初の建議案なのです。この表題が「史蹟及天然記念物保存ニ関スル件」となっているんですが、ほとんどおしまいで天然記念物のことしか書いてないんですよ。今読み上げられたところも天然記念物

活動の所産物をいう、というようなことが書いてあるんです。だから、歴史上の遺産が皆入るんです。そして、二番目に非常に面白いことが書いてあるんです。「文化財保護法でいうところのものを包括することがある」と書いてあるんです。

濱田 「……ことがある」ですか。  
加藤 はい。ここではじめて天然記念物が入るんです。

濱田 なるほど。法律優先の定義ですね。  
加藤 それから、名勝天然記念物の保護は「古社寺保存法」に基があると思います。その延長上にある天然記念物を取り入れられているんです。

濱田 なるほどねえ。  
加藤 それが名木、古木を指定する一つの背景なんです。背景と同時に日本人の心がそこにあると思うんです。日光の杉並木とか名木、古木というのは、まさに文化的行為の所産物なんです。それはそれで指定する価値のある一つのジャンルだと思うんですよ。もう一つのジャンルは全くの自然物。動物の場合にも同じような問題があるんです。というのは、例えば秋田犬が指定されていますが、これは実は自然物ではなくて、文化的行為の所産物なんです。一般には生き物ということ即自然物として取り扱われているといえます。  
花井 家畜・家禽の類ですね。  
加藤 ええ、これは性格からいうと工芸品と同じことなんです。

濱田 全くそうですね。丹精して作り上げたわけですからね。明らかに古社寺保存法の延長上にあるわけですよ。

加藤 ええ。その延長上なんです。私の父は宮城県の文化財調査員だったので、父の時代なんかは大部分は名木、古木の調査をしていたようです。

濱田 御神木とか境内のものじゃないと保存されている自然物というんでしょうか。植物がその対象になるのは、ごく自然ですね。

加藤 ええ。文化的行為に取り入れた植物を対象としているということは、それはそれで非常に大事なことです。

濱田 大銀杏とかは本来は日本にないわけ、日本のもでないのに、指定される。  
加藤 これは明らかに文化的行為の所産物なのです。

濱田 そうですね。  
加藤 生き物だということで天然記念物の範疇に入れているけれども、野生の生きものとは管理・保存の手立ては全く違って考えなくてはならないわけですよ。このことを認識することは非常に大事だと思ってるんです。

このような文化財は継承することが必要ですよ。杉並木は文化財として継承していくべきだと思ってるんです。それから、神社の名木、古木も。  
濱田 なるほど。世代を継がなきゃいかんということですね。

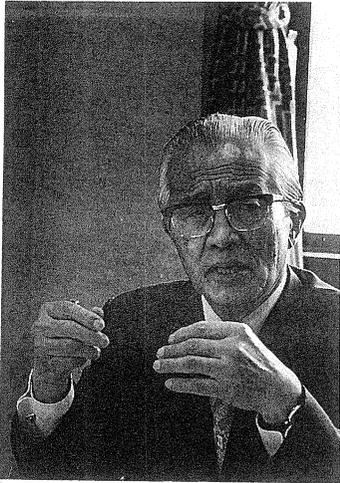


加藤 だから、これは厳密にいうと天然記念物ではなくてもう一つ別の枠が必要だと思いますよ。  
濱田 そうかもしれませんね。  
加藤 普通、文化財といわれるものと区分して、天然記念物の方は本当の自然物を対象としたものとする。尾瀬ヶ原と杉並木は質的にまるっきり違うわけです。

### 自然の認識と天然記念物

花井 もともと出発点から性格を異にしているものを含みながら、いままできているということですけども、「天然記念物」という言葉そのものは恐らく、ご存じない方はないほど定着はしているんだろうと思うんです。ここで天然記念物に対する両先生のイメージについてお聞かせくださいませんか。  
加藤 天然記念物とは何ぞやということですね。

濱田 やはり、一番最初の建議案にもありますように、文化財を含めてですけども、学術的価値というんでしょうか、少なくともおそろそかにしてはならないということがはつきりしていますね。例えば、今これを切ってしまうたら、あと絶えてしまおうとか、動物にすれば滅びてしまおうとか、建物であれば腐ってなくなってしまうとか、そういう消滅ということに対する不安感を持つ貴重な自然物、あるいは史跡を含めると歴史的所産のもの、それを



東北大学名誉教授  
加藤陸奥雄

それからライイチヨウとを区別した認識がない。どちらも天然記念物なんです。このことが背景となつてそれらの保護という面で混乱を来している面があると思うわけですよ。天然記念物というのは人為物じゃないといわれてる

濱田 結局、学生がなにを目的に来たかという、ぼくが意図しているゼミの方向とは一切無関係に、それぞれがそれぞれの期待を持って「自然」という言葉で集まってきただけなんです。とうとう最後までそのゼミは「自然」という言葉にこだわって動き、結論を出しませんでした。結論を出すという、これは非常に強く固定観念を与えますので。「自然」という言葉がそれだけ幅広く、今、現に使われているという事態をしっかりと認識して考えようではないか、ということに解散しました。

加藤 なるほどね。これは非常に大事なことだと思ふんですよ。一般にそうなんです。私はいろんな人たちと対談することがありますが、その折に感じるの是一般の人たちは山に縁があれば、イコール自然です。

濱田 そうですね。

加藤 だから、自然にもいろいろ捉え方があるというところは、非常に大事なことです。学問の上からいうところの原生自然、二次自然、里山というようなことの実態を認識できるようにしてはならないのではないかと、いう気はするんです。

その認識がはっきりしてくると、最初に提起した問題は自ら解決していくわけです。

濱田 例えば、お花畑に行きまして、「ああ、素晴らしい自然だ」とかいうわけですよ。お花畑というのはほかの草を除外して、生態系としては全く孤立した極めて奇妙な非自然的なこの自然がまた別なんで、非自然的といつて

一括してランク付けをしながら、その上位のものから指定をしていった。そういうふうにしていいんじゃないかと思うんですけど、それも明治四十四年の議案にみじくも書いてあるわけですよ。それまでは「文物燦然トシテ見ルヘキニ至リ随テ古来ノ歴史美術工藝ニ関スル国粹的遺物ノ如キ已ニ保存ノ策ヲ講スルコトナレルモ独リ天然記念物ニ就テハ今日未タ之カ保存ノ計画ナキハ実ニ遺憾トスル所ナリ。」と憤慨しておられるわけですよ。

花井 加藤先生はいかがでしよう。

加藤 「……独り天然記念物に就いては……」といっている天然記念物は恐らく野外自然物をいっているのだらうと思うのですが、文化財保護法でいうところの天然記念物には家畜・家禽も入っているということなんです。

濱田 文化財の一部ですからね。

加藤 だから、一般に天然記念物という場合には、それらと尾瀬ヶ原のようなものとは区別していないわけですよ。例えば秋田犬と、

加藤 そうでしようね。

もまたおかしいんですけども、ともかくある想定されている原始の地球の状況と比べると、全く人為の範囲なんです。ところがある学生は反論するわけですよ。花が咲くということ自体、生きていないかということであつて、これは自然の仕組みではないかというわけですよ。そうするとやっぱり自然なんです。これは日本人だけじゃないかもしれないんですけど、割合、人間には都合主義なところと、それから非常に善意でそうとるところがありますね。例えば、日本の自然観とよくいわれるんですが、生花とか盆栽とか庭園とか。それらの発想は自然を移入してきて目の前に作つてしまう。それは自然のミニチュアで、わび、さびの心が入つてるといふふうにして作るわけですね。それを自然というふうに受けとめる文化になつてると、思うんですね。いい悪いじゃない。

加藤 今のお母さん方が、最近の子どもたちは自然を知らない。自然と遊ばないとおつし



東京大学教養学部教授  
濱田隆士

やる。そのアンケートを取つたら答えが面白いんですよ。戸外に出ることが自然なんです。テレビゲーム、パソコン、それでいまの青少年の生活が完全に押えられてしまつていふ。だから、家から外に出ることが自然と遊ぶことなんです。

濱田 ぼくはそれとちょうど逆方向で、自然というものに對しての恐怖感みたいなものが生じてきているのを聞いたんです。ある学校で「自然と親しむ」ということで、どこかに遠足に行くという提案をしたら、お母さんから質問があつて、そこはコンクリートでちゃんと被覆してあります。泥のところとか岩のところはやめてくださいという注文が付いたというんです。そうすると自然、天然というのは難しい問題ですね。

花井 そうしますと、例えば、天然記念物に對する受けとめ方として、先ほど濱田先生がおつしやつてましたけども、目の前からなくなつていくもの、姿を消していくもの、わずか残つたものについて、天然記念物というイメージがびびりたくる。それを残すために、それで天然記念物に指定してということが

あるのに、その中の特定の部分だけを天然記念物のイメージとしてとらえる、ということがあつたんじゃないかと思うんです。

濱田 ええ。非常に重要なことは自然の理解はどうあろうとも、自然あるいは天然という言葉を使おうと、あるいは人為が含まれようが、危惧を抱いているというそれらを法律で特につつかり守るという思想があるわけです。そういうことが提案されるというのは、外国でもそうですが、コンサベーション(保全)というより、この場合にはかなりプロテクト(保護)というほどの強い意味が最初はあつたんです。ところが途中でランク付けがあつたりしますと、それがふつと散つていくわけですね。一体どこまで重要かということ

は、変な話ですけど、その対象物を提案する人の熱意がかなり重要になつてしまつたりすることがありますね。(笑い)だから、非常に公平に見るといい方ではなくて、やはり価値観の問題でしょう。実際ぼくもあちこち歩いてみて、そう思います。私の分野の地学関係のものは取り返しのつかない歴史的産物ですからね。どこもこれも本来ならば記念的な意味をもつはずなんですけども、それにしても世界的に見ても極めて珍しいというものはあるものですね。ほかの天然記念物だつて当然あると思うんです。

どういふ経緯であれ個体を保護するという、これはちよつと外国では見られない日本文化独特の発想ですが、非常に特異な存在として

多かつたと思うんですね。そうしますと本来はもつと多様なもので



文化庁記念物課文化財調査官  
花井正光

日本はあるわけですね。やはり、生態系を指定しなければ植物が育たないという現代的理解と、ちよっとかけ離れていたわけですね。動物も植物も、それから自然の岩石も土壌も含めて一つの場があつて、その中に極めて保存にふさわしい、あるいは保存すべきであるというコンセンサスが得られるようなものがあると、それが指定されるというふうに、本来ならあつてほしいわけです。自然保全、自然保護というのと、ちよっと違った意味で独立して歩いてきてましたよね。

加藤 理屈の上では学術的価値がある。学術的価値があるという中身はいろいろあるわけですね。珍奇なるものとか絶滅に瀕するものとか、あるいはこの地域は非常に貴重な自然であるとか。問題になるのは、それが広い学術の分野の人たちのコンセンサスを得るかどうかが、理論的にいえばね。だから、そこへいくと先生がおっしゃったように価値の認識論なんですよね。

価値を保存するものか

花井 今のお話の保存の問題ですが最近の例などを引きながら、お話を少ししていただきたいと思いますか。

加藤 先にもふれましたが、保存のあり方というのには、家禽・家畜と、それこそ天然記念物とは全く違うということをや、よくよく認識しなくちゃいかんと思うんですよ。名木、古木は継承すべきだと思ってるんです。注連縄を飾るわけですから、その保存は完全なる人間の管理で、やればいい。自然の場合には、そこが非常に難しいんです。生物界ではサクセション（遷移）が起こるわけですよ。尾瀬ヶ原だってサクセションが起こるに違いない。釧路湿原だってサクセションが起こる。サクセションに任せたら、変わる可能性がりますよね。そこをどうするかを保存管理という点でどうすべきかという問題があるんです。そのまま放置すべしという論が一つある。それから、いまその価値を求めて指定したんだから、その価値を維持するようには手当てをしらんと論もある。ほくは現実が即して、対応していく必要があるような気がするんですよ。

花井 最近では、ありのままの姿でそのまま残されてきている天然記念物は非常に少なくなつてきています。ほとんが自然の下では過去起こり得なかつたことが、起こつてきて

濱田 そうですね。加藤 価値の認識論が一致しなくちゃいかんわけですよ。ただ、これまでの経緯を見ると、その辺のコンセンサスが十分得られているかどうかという問題があるわけですよ。

加藤 追って補っていくとかいうことで、全体的に見た一つの価値論がそこにとらえられれば、それでいいと思うんです。

濱田 そうですね。それは運用にもかかわるわけですね。先ほど指定解除の物件が何件というようにお話しになりましたけど、ほとんどが植物が枯れてしまつて、もうないとか、つぶれてしまつたとかいうことでしょうけれども。地学関係でいいますと、あまりそういうことはないんですが、例えば、化石の産地の崖が指定される。ところが日本ではちよっとまずいことに、それだけ自然を愛するはずの国民が、指定されずと途端に化石がなくなつてしまつたという、盗掘があるのですね。遺跡もそうでしょうが、有名になるのマンニアに比べてはやめられないアタククの対象になるんです。非常に残念なことなんです。こういうことがあつて本質的にそれは指定されているんですけど、内容がもうないといふところがあるんです。その場合はそれを解除すべ

きかどうかなんです。また、例えば、物珍しさということにもかなり重みがありますからそれで指定された場合に、その後たくさん出てきて、当たり前じゃないかとなつた場合に、それをどうするかという問題もあるわけですね。そういう観点が変わつてきたときには、それを取り入れて、ぱっぱつと変えていくといった、再評価型の運用ということもあり得ると思うんです。今後は。

加藤 その関連でいいますと、東北地方でのことですが新しく道路が掘割され、三疊紀のインジケーターになる二枚貝が一面にものごく出てきたんですよ。これは三疊紀の指標種ですから、そういう大事なものですよね。一年経つて行つたら、それは全部セメントで被覆されてしまつた。それは温存されたことになりませうけども。(笑)

濱田 永久保存的措置を講じたわけですね。(笑い)  
加藤 そうなるけども、我々の目で見ると加藤にはならんわけですね。  
濱田 先生も皮肉なことをおっしゃいますが、確かにそうですね。  
加藤 見える状態であつて温存されなければね。もう勉強にはならないわけですね。

濱田 やつぱり、目の前にあるという存在自体が重要なので、指定しただけではいけないわけですね。  
濱田 現状保存ということが確かに重要なんです。よね。

いるという状況がありますね。  
加藤 極言すると管理なしには維持できないんじゃないかといふところまで来ている。これは文化庁も関与してくださつた例なんだけども、宮城県にアズマシャクナゲが天然記念物に指定されたところがあります。そこは本来、二次林地帯なんです。炭焼き林だったので、結果論ですけれども、炭焼きをしていた人はシャクナゲの競争相手を取り除いていたわけですね。だからシャクナゲが咲いてた。ところが指定されて手を加えなくなつたので、今度は鬱蒼たる林になつてシャクナゲが咲かなくなつた。そこで最近、炭焼きの人がやつたと同じような意味での木を切ることをやつたんですが、そうすると少しづつ回復してきたんです。これがほくがいう管理なんです。本来二次林ですから原生自然じゃないわけですね。従来、そういう方向の線の管理方針はゼロなんです。

濱田 でも発想として、今おっしゃつたことは、すべて生態系としての意識があつて初めてできるということですから、それがなくて禁止項目だけがありますと、本当にやらなければいけないことまで禁止項目に入つてしまふ。

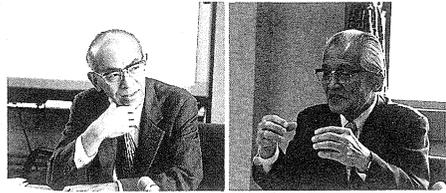
加藤 そうなんです。禁止項目だけ並んでいるのでは、どうにもならないですよ。  
濱田 そうなんです。長期的に、例えばどうあるべきだといふ施策が打ち出されていれば、それに見合つて禁止項目が解除されたり

適用されたりというようにジグザグな動きを取るの、恐らく本当なんでしょうね。  
花井 シャクナゲですと、どこへ行つたんだという状態になつて初めて気がつく。しかし、やつぱり自然だから、手を加えるのはおかしいという考え方が、確かに一部にはまだありますが、手を加えることに対して大半の人の了解は得られると思うのですが。  
加藤 私は了解を得るのは非常に努力を要すると思ひますよ。

濱田 そうですね。  
花井 極端にお聞きしますと、天然記念物に指定されると、何でもかんでも駄目というふうにとられがちというのは残念ですね。  
加藤 一般的にそうとらえられているんですよ。

花井 本意そこにあらずですがね。(笑い)  
濱田 それは教育の問題ですね。文化庁にしても環境庁にしても文部省にしても、行政の当該所管部局が頑張るだけでは、やつぱり駄目なんです。これは非常に総合的な政策の問題ですから。建設省河川局や国土庁にも、それを十分理解した対策を立ててもらいたいと思うのです。要するに先生がさつきから指摘になつている生態系という発想が、正直いつてどこにもない。指定するときはあるんですけども、保護する段階で顧みられないわけですね。

濱田 例えばオオサンショウウオについても、農地改良などによる河川改修のほうが優先して



いる。そうすると穴を掘って土手に棲んでいたのに、全部ヒューム管で埋められて生息適地がなくなります。最近、広島ではヒューム管に穴を開けていいということになった例があります。それでかろうじて助かったんです。また、生態系が保護されるべく、最近、外国でいわれている「バッファ・エリア」(緩衝地帯)を置くべきだという考え方ですね。日本の保護政策にとって、ひとり文化庁ならず、あらゆるところで、その理解がすすまなければいけない。そのためには一般教育、社会教育を通じての徹底が重要なんです。

加藤 確かに学校教育、社会教育が大事ですね。今までの指定の仕方は、その棲息地域だけなですよ。最近では今先生がおっしゃったバッファ・エリアもとり入れられつつあるわけですが、今度はバッファ・エリアの取り方が問題なんです。

花井 濱田先生のご指摘の点ですが、最近の保存の方策といえますか、保存のためにどういう手を打つかという際には、まだ不十分なんですけれども、先ほどの生態系の考え方やとかバッファ・ゾーン(緩衝帯)をどういうふうにかえるかということは、少しずつ取り入れられてきてはいるんです。

濱田 いったい緩衝帯をどう取るかというのは、非常に難しい問題ですが、ちゃんとやっていたらどう努力してほしいですね。

先ほどの明治の建議案では、当初から危機感があり、こんなに関与されては困るといっ

濱田 すごくいですよ。

加藤 そういう学問を先行しておかないと、大変なことになるんじゃないかという気がするんです。

濱田 無下に反対はしませんけども、不安感の方が先に立ちますね。地盤沈下はもつとひどくなるでしょうね。

加藤 やるなら、そういう点への対策をきちつとつた上でやる。そういう点が非常に大事だと思えますね。

濱田 やつてしまつてから、その対策ということになるので、それが困るんですね。

加藤 後始末ばかりやつてる。前にいったように管理のシステムがなければいかんとい

ている。今のスピードとはまるで違うのんびりした時代に、そういつているんですね。その百倍から千倍もあるという発展のスピードの中で我々が保護しようとするときに、その保護策は後手後手にまわる。このへんはつらいですね。

加藤 それから、常時管理する体制が大事ですよ。例えば話でいいますと、建物を建てると、その中で進められる本来の仕事以外に管理部を必ず置くんですよ。つまり、それがここでいう保全策なんです。よくは美術館をこの三月まで預かっていただけども、美術館で展示の各部屋ごとに監視人をおいていますよね。博物館にも各部屋ごとにいる。あの人がちが役に立つことが起こったら大変ですよ。

濱田 いっぺんでもうおしまいですからね。加藤 だけでも置いている。これがやはり管理システムなんです。だから、そういう地域が指定されたら、管理に従事するスタッフを置く必要があるわけですよ。文化財についても同じでね。そういう組織を置かないと、時々刻々の変化に対応した生態系の維持ができるわけがない。濱田先生がおっしゃったように、ヒューマン・インパクトがものすごく入ってくるわけで、尾瀬ヶ原なんかはまさにそうだと思いますよ。町ができれば消防署をちゃんと置くように、人間社会ではそのシステムは全部できてくるわけですよ。

人間の文化行為とその保全については、国民の意識は金をかけることは不思議に思わな

うことですよ。美術工芸品とか建造物については、それを維持するシステムをちゃんと持っているんです。天然記念物の場合にも、それを維持する専門的な組織を作る必要がある。次にはそれにこたえる保全学がまだ十分ではないことが問題でしょうね。

濱田 まったくそうですね。今度は教育システムの問題ですね。

加藤 実はぼくらは盛んにいつているんですけども、保全学そのものがまだできていない。それに関する調査研究機関がありませんし、そういう機関の設置が必要だと思う。

濱田 おっしゃる通りですね。それは非常に強く感じます。

加藤 環境庁には公害研究所があるけど自然環境保全のほうはどうもね。

濱田 やはり、対策型でお役所は動かざるを得ないので、先取りはなかなか難しいところがありますね。

加藤 文化庁だけでも、早くそういう研究機関を作ってほしい。そうすると都道府県にもできることになるんですよ。

濱田 先取り型がほしいですよ。ケース・スタディーでもいいんですよ。

### 地球自然の保護と天然記念物の意義

花井 天然記念物がひとつの材料になって自分たちの生活環境の見直しにも役立つんだと

くなつてくるんです。ところが天然記念物を維持していくためには金がかかるという国民的常識は育っていない。

濱田 日本の場合は残念ながらそうですね。花井 それ其自然だということですね。

加藤 そう、自然は何にもしなくていいというところ、あるいは何にもさせてはならないという形になってるんですよ。

濱田 現実には、人為と自然との接点というのが、どこでもあるわけですから、それを含めてコンサベーションをきちつとやるシステムを日本の場合は、もつと考え、さらに教育、あるいは実施することまでいくのが本当じゃないかと思うんですね。

花井 保存のための経費もそれなりにかけているんですが、例えば湿原がそうですね。平地にあった湿原が軒並み駄目になってきているんです。原因は二つありまして、一つは、地下水源そのものの枯渇。もう一つは、周辺の基盤整備による地下水位の低下ですね。その中で湿原だけを独立させて旧来の水位を維持しようというのは、非常に困難であるということ、はつきりしているわけですね。いったん下がった地下水位をまたある程度回復させ、旧来の植物群落を維持する。これはものすごく経費がかかるんです。

加藤 最近、東京都なんかでは、五十メートル以下の地下利用が話題になってきているようですが、そうなった場合に、地表部に影響する範囲は広くなるでしょうね。

いった指摘が少なくありませんが、そういう今日のな意味合いでいって、天然記念物がどういう役割を果たし得るのかについて、最後におひことずつお願いしたいと思えます。

濱田 例えば、建設工事が行われると研究上あるいは教育上役に立つ非常にいい資料が出て来ても、工法の都合でどうしても被覆しなければならぬという状況が多くて、カバーされてしまふ。せつかく指定しても正直いつて天然記念物というものは宝の持ち腐れか、荒れ放題になっている例があるわけですね。天然記念物保護の中でも地学の場合には、特に教材として役立たせることが必要です。今日日本は恐竜ブームの感がありますが、化石産地がある程度のエリアで取って、地層の中に化石が入っている状況と、入っているところを取り出したものをセットにして、教育システムの中に組み込んで、博物館とタイアップしてみんなで寄つてたかつて調査・研究する。そういう総合施策的なものを開発していけば、天然記念物という意味で困つておくれだけじゃないということになると思うんですね。石をなでてみるとか目で見るとかいうことがいいんじゃないでしょうか。

花井 そういうことができれば天然記念物が一つの材料になって、自然環境の保全に対する考え方の普及というようなところへの発展が期待できますね。

濱田 ぼくはあえていえば天然記念物保全ということだと、どうしても解釈がみんな違つ

てくるんで、地球財産保全のようなアイデアに変えてしまう。そうすると建物を被せちゃうってもいいわけですよ。その中で見られる。まわりの植生はそれなりに置いておく。こんな山になつてるんだけど、昔は湖だったんだよ。そこでこのこ歩いていた恐竜の足跡がこうやつてあるではないか。骨も埋まつてるよ、というふうに使えればいいなあと思つてます。これはちょっと理想郷ですけどね。

花井 さすがスケールの大きいお話ですね。加藤 ぼくは地球自然を理解するのに役立つ、そういう見本としての物が天然記念物として指定されていると思えばいいと思うんですけどね。

小学生に聞いたことがあるんですよ。君たちは朝、昼、晩、何食べるかと。そしたらご飯、みそ汁から、ピフテキ、トンカツ、おさしみと全部食品名で答えてくれた。じゃあ、これらは何で作るかと質問をすると、全部手があがつて、ご飯は稲になり、みそ汁は大豆になります。トンカツはピフテキは？、豚、牛、と答えが出てきます。おさしみはというと、マグロと答えが出た。人間が生きていくためには生き物を食べなければならぬということ、なるほどという顔をしてくれる。その人間の食べる物から今度は、マグロは何食べてるといつたら、小さい魚を食べてるといつたら、その小さい魚は何を食べてるといつたら、もうちょっと小さい魚を食べてるといつたら、これらリプレゼンタティブ(代表)で、集中してそこに現われているからモニュメントである。ともかく年齢を加え、年輪を持つている。その歴史の尊さを示しているということですよ。すべてそうですね。地学的にも、動物、植物を含めて、要するに継代している。一本の木が長く続いているということは大切なことで、それをまた保持していくこと自体が非常に大切だ。というように、広がりを持った教育システムに、これを組み込まないと、独立して与えられたモニュメント、石碑と同じになっちゃう。石碑は結局日にさらされて古くなっていくだけです。

濱田 いい答えですね、それは。加藤 その魚はなにを食べてるといつたら、うんと小さい魚を食べるんだと。ぼくが更にしつこくまた聞くと、ブランドトンという手があがるんですよ。

加藤 大したもんです。加藤 そこで目の色が変わるんですよ。人間が生きていくためにはブランドトンにつながる。食物連鎖という言葉を使わなくてもいいわけですよ。だから、地球自然の生き物は、こうなつてつながつているんだよ、といったんですよ。それが自然保護につながるのだとぼくは思うんですよ。

すべての生き物が大事にされなくてはならないという、そういう認識が育っていくのは、やっぱり学校教育の場だと思うんですよ。

濱田 そうですね。加藤 そういう認識を教養として育てていく必要がある。その見本に天然記念物があるんだと思います。地学でも同じことですよ。地球生成の歴史の問題になるわけだから。地球自然が非常に大事な点だという点ね。そのような認識におけるモニュメントが、天然記念物。だから、学術的に価値がある。

濱田 ああ、いい言葉ですね。モニュメントという思想が日本にないんですよ。指定されているからモニュメントであつてね。初めからモニュメントとしての性格があるという認識はないんですよ。逆なんです。そうじゃなくて、これはリプレゼンタティブ

文化庁所管の天然記念物だけが天然記念物ではないんですよ。国立公園だつて天然記念物なんですよ。ただ、所管が違うから、そういう名前になつてただけなんです。

濱田 それはやはり外国のミュージアムやナショナル・トレジャーとしてのナショナル・モニュメントとか、ナショナル・パークとかいう発想が、十分消化されないで日本に入つたことに端を発しているわけでしょうね。

日本文化の継承としての日本人の感覚・体験というよりも、精神的な発想としてだけこれを取り入れられたというところで、かえってギャップができたままずっと来てしまったのだろうとぼくは思います。

花井 本日はどうもありがとうございます。今日のお話を天然記念物の行く末として、取り組んで参りたいと存じます。

【編 集 後 記】

今月号では、天然記念物を久し振りに取り上げています。

夏休みで山や海に出かけて、天然保護区域の立札を目にされた方もいらっしゃると思います。

天然記念物は、文化財の中でも少し他とは異なる存在で、日本の生いたち、自然の生成また古来の日本人が親しんだ自然物を知る上で極めて高い価値を有するものです。先生方のお話から、天然記念物の見方、その保存・保護について多くのご示唆をいただきました。世界的にも環境保全の方策が検討されています。我々も環境の保全に協力し、天然記念物を絶やすことなく次世代に伝えたいものです。

(K)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業第一課・宣伝係  
〒(03)三二六九一四一五(キョウセイ)

「文化庁月報」九月号

(通巻第二五二号)

平成元年9月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区殿が岡3丁目2番2号

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 千代田区新堀区西五軒町55番地

電話(03)三二六八二二四(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 株式会社 印刷所

定価一九〇円(本体一八四円)送料四六円  
年間購読料二、二〇〇円(税込・送料共)